

〔注〕2008年4月から改正沿革を付記した。

改正 2007年9月19日

2020年4月15日

2021年10月13日

2021年11月17日

(趣旨)

第1条 この細則は、入学前の既修得単位の全学共通科目の認定に関し必要な事項を定める。

(認定機関)

第2条 教養教育研究院教務委員は、入学前の既修得単位の中から全学共通科目として認定できる単位を選定し、教育院教授会に提案するものとする。

(国際学部及びスポーツ科学部の単位認定条件)

第3条 国際学部及びスポーツ科学部の単位認定は、次に掲げる条件で行う。

(1) 次に掲げる4つの科目群の授業科目のうち、16単位以内

- ① 「自然の探究の科目群」
- ② 「人間の探究の科目群」
- ③ 「社会の探究の科目群」
- ④ 「新領域の科目群」

(2) 「外国語基礎の科目群」の授業科目のうち、

- ① 英語 4単位以内
- ② 英語以外の外国語 4単位以内

(3) 「スポーツ・健康の科目群」の授業科目のうち、2単位以内

(4) 「コンピュータの科目群」の授業科目のうち、2単位以内

(5) 「ゼミの科目群」の授業科目のうち、2単位以内

(その他の学部の単位認定条件)

第4条 文学部、心理学部、現代社会学部、法学部、総合政策学部、経済学部、経営学部及び工学部の単位認定は、次の各号に掲げる条件で行う。

(1) 次に掲げる5つの科目群の授業科目のうち、18単位以内

- ① 「自然の探究の科目群」
- ② 「人間の探究の科目群」
- ③ 「社会の探究の科目群」
- ④ 「複合領域の科目群」
- ⑤ 「スポーツ実技を除いたスポーツ・健康の科目群」

(2) 「外国語基礎の科目群」の授業科目のうち、

- ① 英語 4単位以内
- ② 英語以外の外国語 4単位以内

(3) 「スポーツ・健康の科目群」の授業科目のうち、スポーツ実技2単位以内

(4) 「教養発展科目」の授業科目のうち、2単位以内

(5) 「ことばの科学」「ことばと文化」「異文化研究」のうち、2単位以内

(単位認定外の授業科目)

第5条 中京大学に設置されていない授業科目については、単位認定を行わない。

附 則

この細則は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2008年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、2020年4月15日から施行する。
- 2 題名を「入学前の既修得単位の認定」に関する国際教養学部細則から中京大学における入学前の既修得単位の認定に関する教養教育研究院細則に改める。

附 則

この細則は、2022年4月1日から施行する。